

# 医療計画の中間見直しについて

## 中間見直しの内容

資料3-1

### ➤ 在宅医療：

○調査、分析及び評価を実施

○指標の追加及び変更(国指針への対応)並びに第8期さがゴールドプラン21と整合性を図った計画見直しの検討

### ➤ 5疾病・5事業：

○進捗状況の把握

○指標の追加及び変更(国指針への対応)

国指針を受けて、指標の追加・変更の要否を判断

### ➤ 修正版第7次佐賀県保健医療計画及び新旧対照表のホームページへの掲載

#### (参考) 国指針の改正について

○5疾病・5事業及び在宅医療の医療体制を構築するに当たっては、それぞれに求められる医療機能を具体的に把握し、その特性および地域の実情に応じた方策を講ずる必要があることから、従来より国が、「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」制定していた。

○今回の中間見直しに当たっては、医療計画の見直し等に関する検討会の意見を踏まえて、国が5疾病・5事業及び在宅医療についてそれぞれの課題等を検討し、中間見直しに反映が適当な事項を取りまとめて、「医療計画作成指針」及び「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」をR2.4.13に改正した。

(改正の主な内容) 「現状把握のための指標例」の追加

令和3年度第1回医療審議会資料一部抜粋

区分	内容
1. がん	第7次医療計画の中間見直し後も現在と同様の指標を継続して使用
2. 脳卒中	
3. 心筋梗塞等の心血管疾患	
4. 糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> <li>○糖尿病患者の新規下肢切断術の件数の追加</li> <li>○1型糖尿病に対する専門的治療を行う医療機関数の追加</li> </ul>
5. 精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> <li>○依存症専門医療等機関（依存症専門医療等機関、依存症治療拠点機関）数の追加</li> <li>○摂食障害治療支援センター数の追加</li> <li>○てんかん診療拠点機関数の追加</li> <li>○精神科救急入院料を算定した病院数の追加</li> <li>○精神科救急医療施設（病院群輪番型、常時対応型）数、外来対応施設数及び身体合併症対応施設数の追加</li> <li>○精神科救急医療体制整備事業における受診件数の追加</li> <li>○精神科救急医療体制整備事業における入院件数の追加</li> <li>○地域平均生活日数へ変更</li> <li>（現行）精神病床における退院後3・6・12ヶ月時点の再入院率</li> <li>○深夜・休日に初診後に精神科入院した病院数の削除</li> <li>○深夜・休日に初診後に精神科入院した患者数の削除</li> <li>○重点指標を各疾患の精神保健医療体制の高度化に資する指標及び拠点医療機関等の指標に変更</li> <li>（現行）各疾患の入院及び外来診療している医療機関数</li> </ul>

令和3年度第1回医療審議会資料一部抜粋

区分	内容
1. 救急医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救命救急センター充実段階評価にS評価を追加</li> <li>○地域で行われている多職種連携会議の開催回数の追加</li> <li>○中核・高次の救急医療機関とその周辺の救急医療機関との間の病院間搬送件数の追加</li> <li>○救急車の受入件数の追加</li> <li>○救急要請（覚知）から救急医療機関への搬送までに要した平均時間の追加</li> </ul>
2. 災害時における医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都道府県による医療従事者に対する災害医療教育の実施回数を追加</li> <li>○都道府県による地域住民に対する災害医療教育の実施回数を追加</li> <li>○「災害時の医療チーム等の受け入れを想定し、都道府県災害対策本部、都道府県医療本部で関係機関（警察、消防等）、公共輸送機関等との連携の確認を行う災害訓練の実施回数」の指標に、関係機関として「保険所、市町村等」を追記</li> <li>○災害医療コーディネーター任命者数を追加</li> <li>○災害時小児周産期リエゾン任命者数を追加</li> <li>○災害拠点病院における業務継続計画（BCP）の策定率を指標から削除</li> </ul>
3. へき地医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○へき地医療拠点病院の中で主要3事業の年間実績が合算で12回以上の医療機関の割合の追加</li> <li>○へき地医療拠点病院の中でへき地医療拠点病院の必須事業の実施回数が年間1回以上の医療機関の割合の追加</li> </ul>
4. 周産期医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハイリスク妊産婦連携指導料1・2届出医療機関数の追加</li> <li>○母体・新生児搬送数・都道府県内搬送率の取得方法の変更</li> <li>○母体・新生児搬送数のうち受け入れ困難事例の件数の算出方法の変更</li> <li>○災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標化 （現行）災害時小児周産期リエゾン認定者数</li> </ul>

令和3年度第1回医療審議会資料一部抜粋

区分	内容
5. 小児医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時小児周産期リエゾン任命者数を重点指標として追加</li> <li>○小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加</li> <li>○小児の訪問診療を受けた患者数の追加</li> <li>○小児の訪問看護利用者数の追加</li> </ul>
在宅医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小児の訪問診療を実施している診療所・病院数の追加</li> <li>○訪問口腔衛生指導を実施している診療所・病院数の追加</li> <li>○機能強化型の訪問看護ステーション数の追加</li> <li>○在宅で活動する栄養サポートチーム（NST）と連携する歯科医療機関数の追加</li> <li>○小児の訪問診療を受けた患者数の追加</li> <li>○歯科衛生士を帯同した訪問歯科診療を受けた患者数の追加</li> <li>○訪問口腔衛生指導を受けた患者数の追加</li> </ul>



国の「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制構築に係る指針」の改正を踏まえ、本県の保健医療計画の見直しについて、対応の協議を進める。

- 指標例について、本県の実情等を踏まえたうえで、保健医療計画の指標の追加・変更を行うか
- 指標に追加する場合、目標値をどのように設定するか 等

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
医療審議会	見直し内容・ スケジュール共有								見直し内容の 協議・了承	
地域医療 対策部会					見直し内容 の協議		見直し内容 の協議			
5疾病・5事業 及び在宅医療 に係る 協議会等	見直し内容の協議									

協議会です承  
されたものを協議